

# 都市再生整備計画(第9回変更)

ま え ば し し ち ゅ う し ん き よ て ん  
前橋市中心拠点地区  
(地方再生コンパクトシティ)

ぐ ん ま ま え ば し  
群馬県 前橋市

令和4年12月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	<input checked="" type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業	<input type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input type="checkbox"/>

## 目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	群馬県	市町村名	まえばしし 前橋市	地区名	まえばしし 前橋市中心拠点地区	面積	535 ha
-------	-----	------	--------------	-----	--------------------	----	--------

計画期間	平成 30 年度 ~ 令和 4 年度	交付期間	平成 30 年度 ~ 令和 4 年度
------	--------------------	------	--------------------

### 目標

- ・多世代にわたって利便性の高い「都市機能が充実した」災害に強い中心拠点の形成
- ・多くの人が暮らす賑わいにあふれた「まちなか居住」の促進
- ・歴史的資産や地域資源を活かした「中心市街地の魅力」の向上

### 目標設定の根拠

都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の方針を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針) ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。  
本市における県庁・市役所周辺地区からJR前橋駅に至る中心市街地は、大型店舗や商店街を中心とした商業地域としての機能や、金融機関や行政機関などの様々な業種が集積した事業地域としての機能を持ち、利便性の高さや、各種サービスを受けることのできる地域として多くの市民が住み、活動することにより本市の発展に寄与してきた。しかし、近年の郊外開発に伴う各種サービス機能の郊外化に伴い人口の拡散や、人口減少、高齢化が進行することにより、空き地や空き家といった低未利用地が増え、都市のスポンジ化が発生し、賑わいの低下につながっている。こうしたことから、歴史的資産であり、本市のシンボルとして市民に親しまれる広瀬川河畔周辺において区画整理事業や民間再開発事業、景観形成重点地区の指定といった取り組みが進められ、これらの事業の相乗効果を高めるために広瀬川河畔の高質化をおこなうことで都市機能の拡散防止と中心市街地の公共・公益サービス機能の維持を図る。  
また、郊外移転した前橋赤十字病院跡地を活用して整備区域と周辺地域を含むエリア全体の魅力を高めるための施設整備に加え、災害の危険性の高い区域における都市機能の移転を合わせて行い、施設利用者、周辺地域などの多様な人と世代がコミュニティを醸成するきっかけをつくる取り組みを進める。

### まちづくりの経緯及び現況

#### 【まちづくりの経緯】

本地区の中心市街地では、平成12年3月に中心市街地活性化基本計画(非認定)を策定して活性化に向けて取り組んできており、平成19年には撤退した百貨店のリニューアルで公民館や子育て支援施設、スーパーなどの市所有の複合施設として整備した。また、シャッター街と化した商店街への空き店舗の活用に伴う補助支援や、まちなか居住を促進するための空きビルなどを住宅用に改修する補助支援などにより、徐々にではあるが、その効果が現れはじめている。さらに、商店街関係者とともに民間企業や学生などを中心として多くのイベントなどが活発に開催され、多くの人たちが交流する場を通してソフト面からのまちなか魅力発信に繋がってきている。  
関連する計画では、老朽化した建物や遊休化した土地を新たに利活用するための再開発事業に伴う総合的な市街地整備方針を定めた「市街地総合再生計画」を平成27年に策定したことで、事業の実施や検討が開始され、活性化に向けて大きく動きはじめてきている。また、本計画区域は、立地適正化計画における中心拠点として都市機能誘導区域に指定され、医療や福祉をはじめ利便性の高い都市機能施設の誘導を図ることとしている。

#### 【まちづくりの現況】

平成28年度には、民間の視点から本市の特徴を調査・分析し、将来像を見据え「前橋市はどのようなまちを目指すのか。」を示すまちづくりの都市魅力アップ共創推進事業として、官民連携で策定に取り組んだ前橋ビジョン「めぶく。」を発表した。現在は、前橋ビジョンの策定を契機に地元企業で構成される太陽の会などが中心となって活性化に向けた取り組みがはじまってきている。  
空きビルを活用したシェアハウス、再開発事業や都市再生土地区画整理事業により市街地における良好な居住環境の形成を図ることで定住人口増加に向けた整備が行われている。

### 課題

- これまでまちづくりにおける様々な取り組みを実施してきているが、未だ多くの課題に直面している。
- ・本地区は、人口減少、高齢化が続いており、高齢化に対応した都市機能の充実と、若年層や子育て世代にとっても利便性と快適性を備えた魅力あるまちなか居住環境の整備が求められている。
  - ・中心市街地区域内には、平面利用地や低未利用地が散在しており、新たな土地利用が望まれている。
  - ・広瀬川河畔などの魅力ある歴史的資産や地域資源があるものの、まちづくりへ活かさきれていないことから、市内外から訪れる人の回遊性や滞留性を高い魅力ある空間形成が求められている。
  - ・浸水想定区域に立地する都市機能誘導施設の都市機能誘導区域内への移転を進め、災害に対する被害を抑制することが求められている。

### 将来ビジョン(中長期)

#### 【第六次前橋市総合計画改訂版】

- ・本地区は、将来都市像において都心核と位置づけられ、合理的な土地利用や都市機能の更新により、商業・業務機能の拡充とともに居住機能や文化機能などの向上を図ることとしている。

#### 【前橋市都市計画マスタープラン改訂版】

- ・本地区は、将来像で「県都の顔として利便性が高くにぎやかなまち」を掲げ、従来からの中心商業地等を中心として、全球的に居住機能をはじめとする各種都市機能が集積する構造を目指すとしている。また、中心市街地においては、「人が生き、「都市の恵み」あふれる文化交流都心」を将来像とし、広瀬川・馬場川の水辺環境と文化性の高い地域特性を活かしつつ定住人口・交流人口の回帰を目指すとしている。

都市構造再編集集中支援事業の計画 ※都市構造再編集集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

都市機能配置の考え方

- ・本市立地適正化計画における本地区の方向性として全市を支える中心拠点として高次の都市機能の集積を維持しながら、少子高齢社会を見据えた機能の強化を図り、多世代にわたって多くの人が暮らし、集う賑わいにあふれたまちづくりとしており、都市機能誘導施設として福祉機能、商業機能、医療機能、教育・文化機能・子育て機能を設定している。
- ・中心商業地においては広瀬川や前橋文学館、アーツ前橋、前橋プラザ元気21など歴史・文化施設等に集まる人の流れの回遊性を高めるため、歩いて楽しい通りづくりと、活動や出会いが生まれる交流空間の創出を図ると共に、魅力を再生するために積極的な都市機能の誘導と事業の促進を図る。
- ・広瀬川河畔のうるおいある環境と調和した景観の形成と共に、公共空間との一体性・連続性のある魅力的な都市空間の創出を図る。また、低未利用地や空き店舗等を有効活用し、河畔環境を活かした居住や交流機能等の誘導を図る。
- ・公的不動産は都市機能が拡散しないように関係機関や団体、民間と連携、調整をおこない、他施設との複合化や集約化等を含め都市機能施設の誘導を推進し、有効活用を図る。

都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方

- ・中心市街地において再開発事業や区画整理事業とともに、前橋赤十字病院跡地にてCCRC事業を実施している。CCRC事業において社会福祉施設、医療施設の整備のほか、民間事業者において住まい、子育て支援、医療福祉、健康づくり、商業、就労など様々な分野の取り組みを官民連携で横断的に進めることで、周辺地域を含むエリアへの将来的な移住促進や定住人口の増加に繋げ、その先の地域経済好循環に波及する。
- ・また、広瀬川河畔の水辺環境や高い文化性を活かした高質化をおこなうことで定住人口や回遊性を高め、地域資源や歴史資源を活用した魅力の向上に寄与する。

都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値		
				基準年度	目標年度	目標年度	目標年度
定住人口	人	計画区域内人口	都市機能の集積と良好な居住環境整備により定住人口減少の抑制を図る	26,603	26,603	H29	R4
歩行者二輪車通行量	人	中心市街地における歩行者二輪車数	まちなか居住の促進や回遊性、交流性の高い空間整備による通行量の増加を図る	12,942	14,600	H27	R4
地価上昇	円	区域内における地価の平均値	多くの人が訪れる賑わいにあふれた官民連携による取り組みで、まちの価値を高め地価の上昇を図る	99,200	102,100	H29	R4
公園の維持管理等の活動への参加者数	人	公園を整備する町丁人口における維持管理等の活動への参加者数	住民の憩いの場である公園を整備し、住民相互の交流機会を増やし地域活動の形成・継続につなげることで、地域への愛着を醸成し、まちなか居住を促進するため、施設の維持管理活動の参加者数の増加を図る	407	800	H29	R4

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【多世代にわたって利便性の高い「都市機能が充実した」災害に強い中心拠点の形成】 日赤跡地生涯活躍のまち(CCRC)事業では、住居・医療・福祉・生きがい創出といった機能が集積する拠点を整備することで世代間交流を促すものとしている。ここに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める複数の機能をもった施設の整備により都市機能の充実を図るとともに、浸水想定区域内の施設の移転による災害に強い中心拠点の形成を目指す。</p>	<p>【基幹事業(都市構造再編集集中支援事業)】 中心拠点誘導施設:福祉作業所(地域活動支援センター)「市」 【関連事業】 市街地再開発事業:JR前橋駅北口地区(子育て支援施設含)「民間」 日赤跡地生涯活躍のまち(CCRC)事業(夜間急病診療所、老人デイサービスセンター含)「民間」</p>
<p>【多くの人が暮らす賑わいにあふれた「まちなか居住」の促進】 建物の老朽化や十分な公共施設がないなど停滞した地域において、都市再生土地地区画整理事業に伴う公園整備による住環境の充実を図り、中心市街地内の遊休化した不動産を再開発事業や住宅転用促進事業の居住施策を展開しつつ、店舗開店支援などの空洞化対策事業と連携した活気ある市街地の形成によるまちなか居住の促進を図る。</p>	<p>【基幹事業(都市構造再編集集中支援事業)】 公園:二中地区(第三)1号公園「市」 二中地区(第三)2号公園「市」 【関連事業】 市街地再開発事業:JR前橋駅北口地区「民間」 優良建築物等整備事業:城東町11地区「民間」、本町213-2地区「民間」 土地地区画整理事業:千代田町三丁目「市」、二中地区(第一)「市」、二中地区(第三)「市」 中心市街地住宅転用促進事業「民」 中心市街地空洞化対策事業「民」 Qのひろば開発プロジェクト「民」</p>
<p>【歴史的資産や地域資源を活かした「中心市街地の魅力」の向上】 中心市街地を流れる広瀬川において、道路や緑地の公共空間を整備し、道路・歩道における道路占用許可の特例を活用したオープンカフェやイベントなどを実施することで、歴史・文化施設との連携による滞留性や回遊性を高め、多くの人が訪れるにぎわいにあふれた中心市街地の魅力向上を図る。</p>	<p>【基幹事業(都市構造再編集集中支援事業)】 道路:広瀬川河畔(電線共同溝)「市」 高質空間形成施設:広瀬川河畔(緑地、道路の高質化)「市」 【関連事業】 景観形成重点地区指定:広瀬川河畔地区「市」 太陽の鐘設置事業:広瀬川河畔「民間、市」</p>
<p>その他</p>	
<p>【まちづくりの住民参加】 ・広瀬川河畔では、河畔住民が委員主体となった「景観デザイン会議」により景観計画に基づく景観形成重点地区の指定に向けて進めている。 ・中心市街地に関する利用頻度や訪れる目的などの市民アンケートを実施し、合わせて中心市街地に在住する住民へ移動手段や生活サービス施設などの生活実態についてアンケートを実施して、立地適正化計画の策定に反映した。</p> <p>【官民連携体制】 ○都市再生推進法人:都市再生推進法人を指定することで、公共空間(道路、河川)を活用したオープンカフェやイベントの企画・運営、空き家や空き店舗を活用するためのマネジメントなどを実施する。 ○アーバンデザインの策定:職・住のバランスを踏まえた建物用途・景観形成基準・オープンスペースの配置など、具体的な整備方針(ビジョン)を官民協働で策定する。 【政策間連携体制】 ○地方再生計画の移住促進事業によるまちなか居住の推進を踏まえつつ、商産業部局による店舗開店支援やオフィス開業支援などの空洞化対策事業と連携して活性化に向けた「まちのリノベーション」の取り組みを横断的に実施する。</p> <p>【事業完了後の継続性、人材育成】 ○都市再生推進法人で実施するオープンカフェなど、公共空間の新たな活用によるまちの価値を高め、周辺における空き家、空き店舗、遊休地の継続的な活用が図られることで、自立化に向けたまちづくりにつなげる。 ○アーバンデザインの策定により、官民の役割が明確化され、まちづくりの整備方針が共有化(具体化)されることで、遊休不動産を活用した「まちのリノベーション」の積極的な取り組みにつなげる。 ○都市再生推進法人による公共空間の活用により、稼ぐ中心市街地を前提とした自立性の高いエリアマネジメントを実現する。 ○官民協働のアーバンデザイン策定を機に、まちづくりに関する官民相互の技術・能力向上を図るため、情報交換や研究などを行う定例的な会議などの機会を構築し、人材育成につなげる。また、不動産の具体的な利活用を図るにあたっては、不動産所有者や地域のまちづくりキーマン、建築の専門家や事業者などで構成する団体を組織化し、持続的な人材輩出と連続的なプロジェクトの創造につなげる。 ○広瀬川河畔緑地では、地域住民による愛護会が組織され、清掃やプランター管理などの活動が実施されていることから、連携を図りながら継続した取り組みを実施していく。</p> <p>【民間による公共空間を利活用した社会実験等(官民連携まちなか再生推進事業)】 ○アーバンデザインの策定をきっかけとした民間まちづくり団体や都市再生推進法人候補による公共空間の維持管理を含めた活用や、沿道の商店と街路空間の一体利用による社会実験。その他良質で使いやすい公共空間活用に資する社会実験等を民間のまちづくり団体を中心に取り組む。</p>	





制度別詳細 1 (道路占用に関する事項) 都市再生特別措置法46条10項

			制度の活用計画			
占用対象施設		占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置			
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	食事施設、購買施設その他 類する施設（オープンカ フェ等）	路線名：主要地方道前橋停車場線（前橋駅北口けやき並木通り）西側歩道部分 前橋市道01-169号線交差点から01-176号 線交差点までの間 アクエル前橋および前橋駅バスロータリー周辺の前橋市が管理する区域（前橋市道01-485号線歩道部） 歩行者天国の時間帯における前橋中央通り商店街（前橋市道02-386号線）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設周辺の清掃を実施する</li> <li>・歩道部にゴミ等が落とされた場合にはこまめに清掃する</li> <li>・施設周辺の歩道部分に違法駐輪が増えないよう、利用者へのマナーの周知を図る</li> </ul>	
	2					
	3					
	4					
	5					

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

道路占用許可特例対象施設

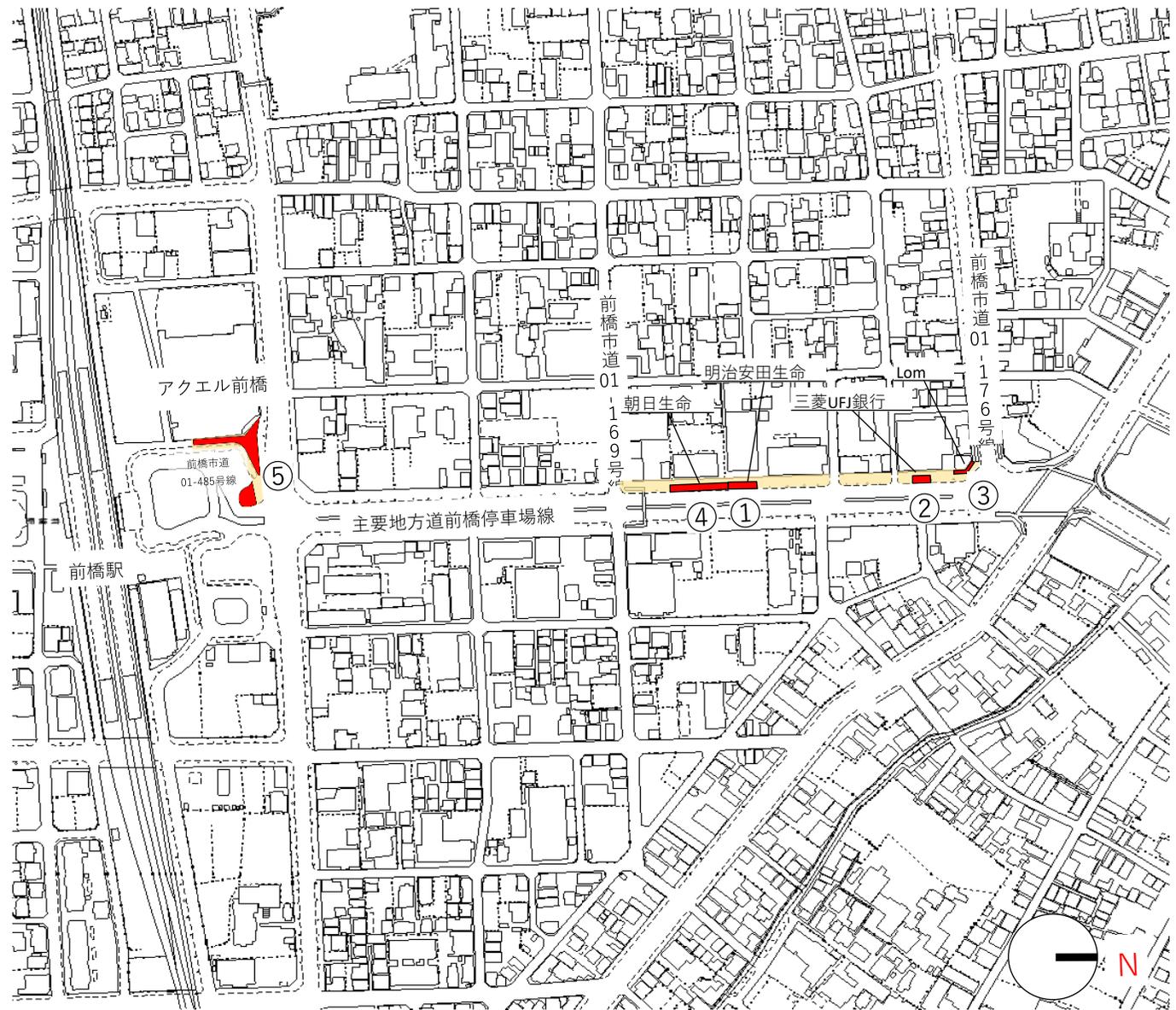
凡例

1. 道路占用許可の特例を活用し、  
にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域



2. 道路占用許可特例の対象となる施設

食事施設、購買施設その他類する施設  
(オープンカフェ等)



制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

道路占用許可特例対象施設

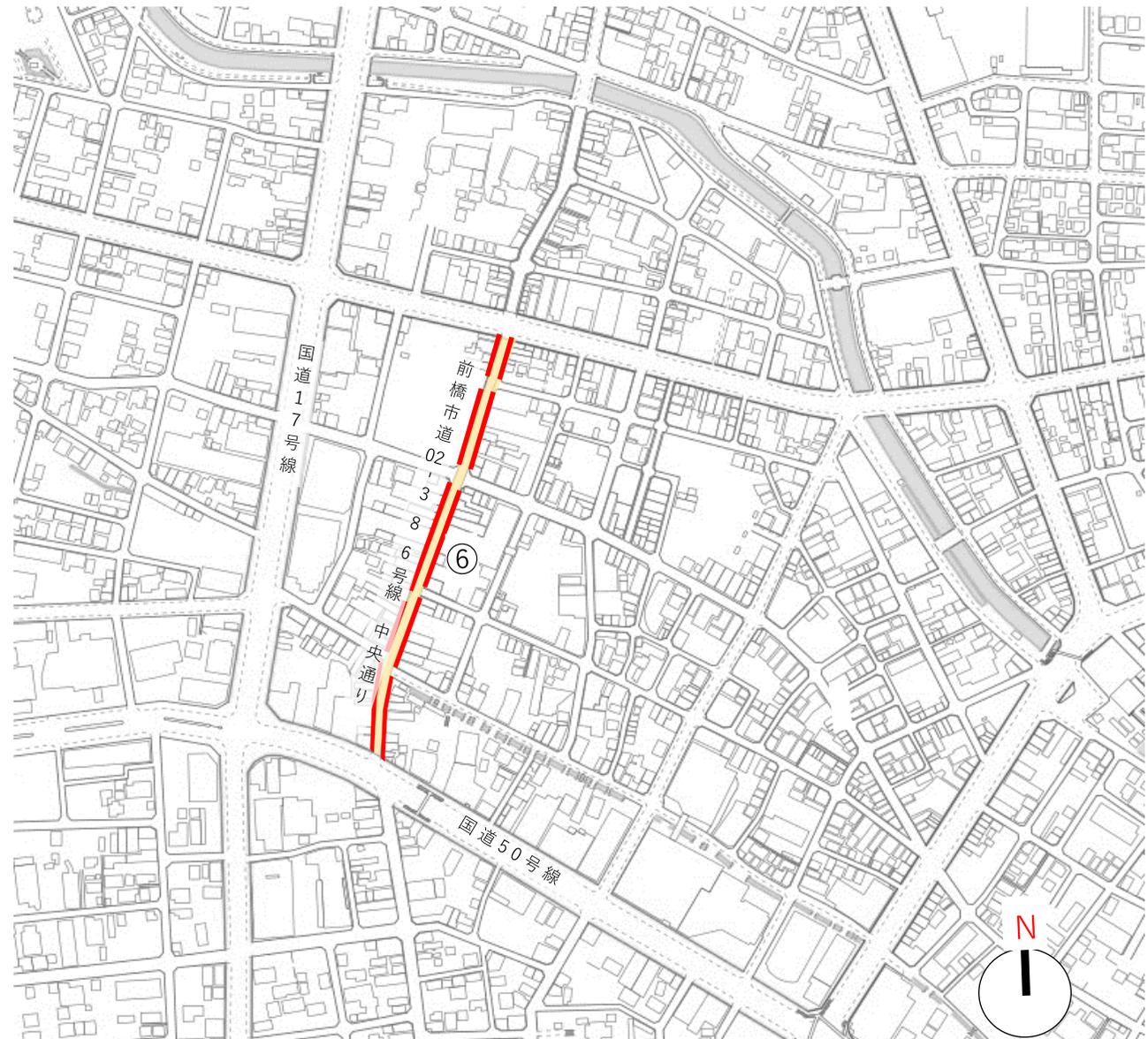
凡例

1. 道路占用許可の特例を活用し、  
にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域



2. 道路占用許可特例の対象となる施設

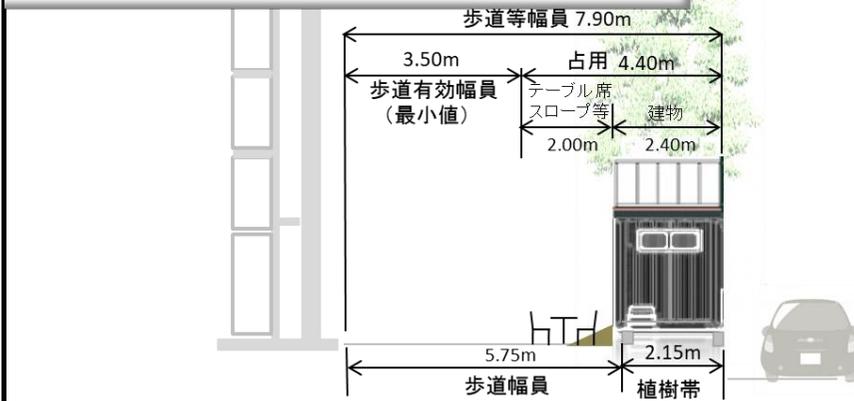
食事施設、購買施設その他類する施設  
(オープンカフェ等)



制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. 食事施設、購買施設その他類する施設  
（オープンカフェ等）

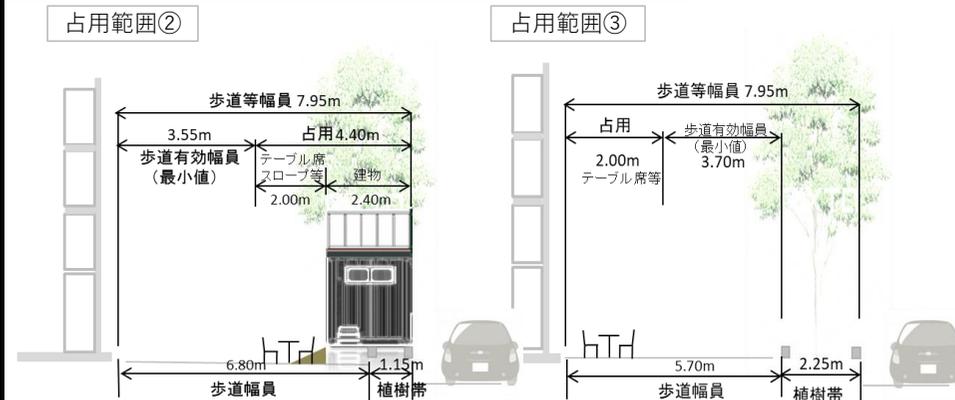


凡例  道路占用許可特例の対象となる施設

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. 食事施設、購買施設その他類する施設  
（オープンカフェ等）



【設置イメージ】

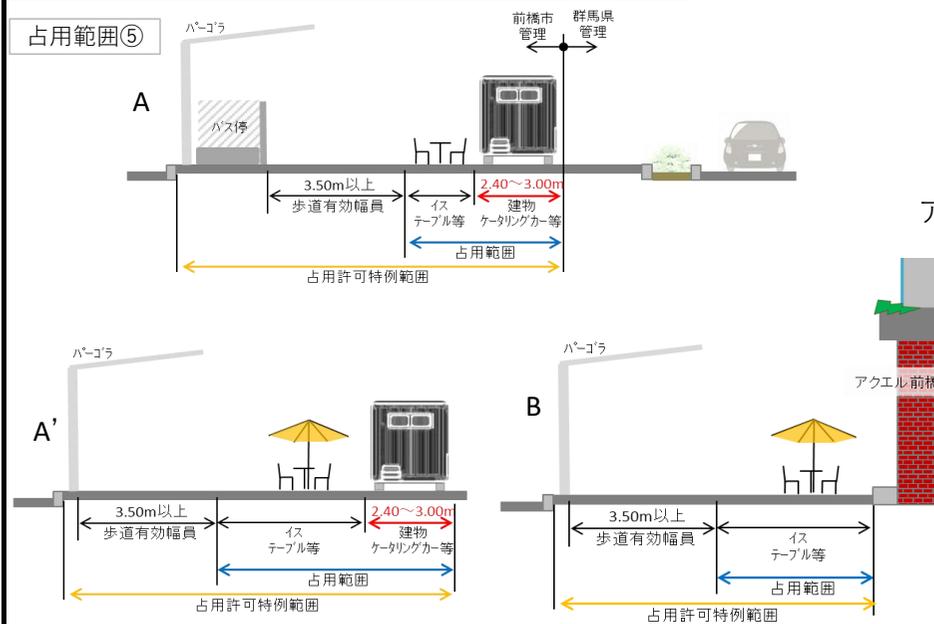


凡例  道路占用許可特例の対象となる施設

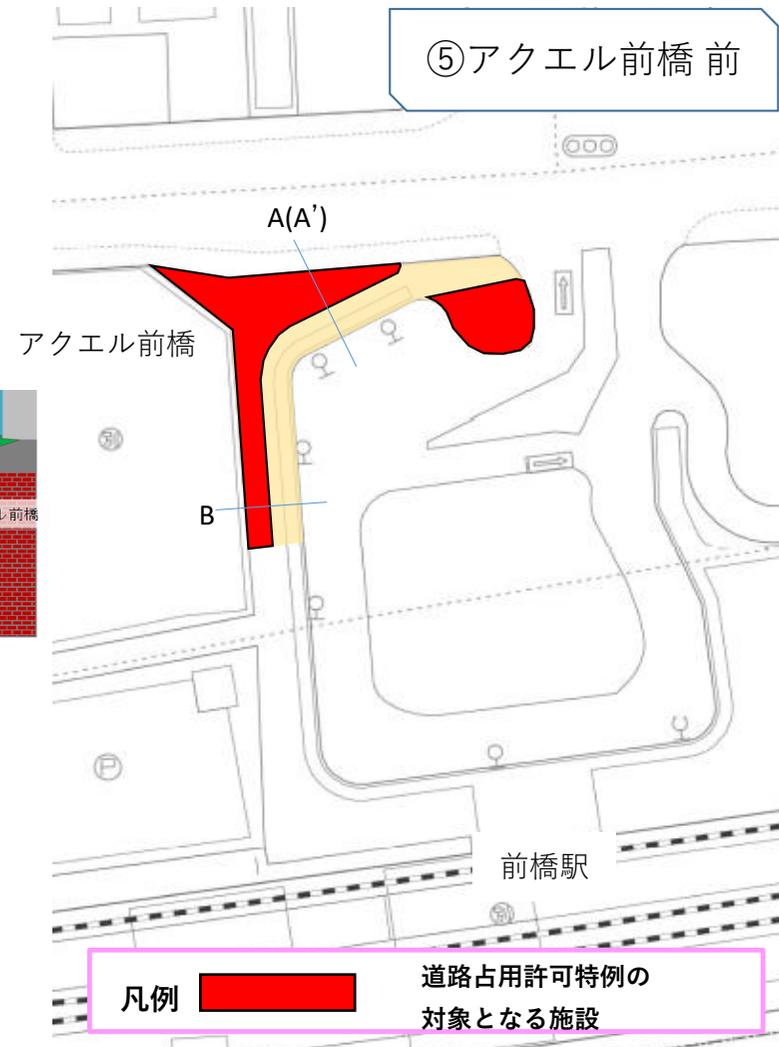
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. 食事施設、購買施設その他類する施設  
(オープンカフェ等)



【設置イメージ】

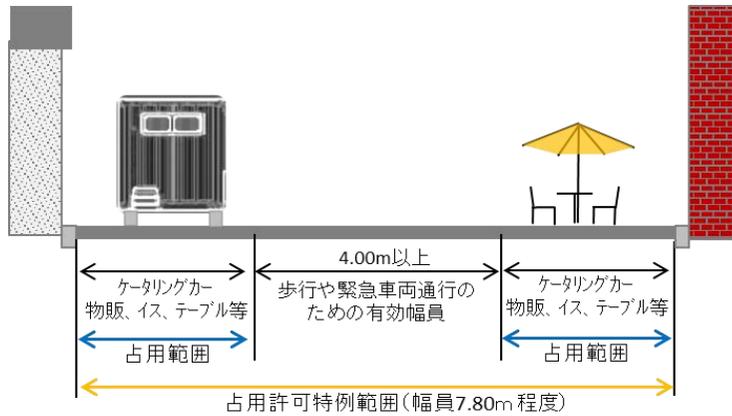


制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. 食事施設、購買施設その他類する施設  
(オープンカフェ等)

占用範囲⑥



【設置イメージ】



⑥中央通り



凡例



道路占用許可特例の  
対象となる施設

制度別詳細 2 (都市利便増進協定に関する事項) 都市再生特別措置法46条25項

制度の活用計画			
事業内容	事業期間	取組主体	活用する制度の詳細
1	公共空間を活用したイベント広場等の整備、管理、運営	H31～R4	公益財団法人前橋市まちづくり公社 (都市再生推進法人)
2			
3			
4			
5			

1. 協定締結者

- ・公益財団法人前橋市まちづくり公社 (都市再生推進法人)
- ・前橋市 (土地・建物所有者)

2. 都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域  
次ページ青破線枠の範囲

- ・前橋中央イベント広場 (前橋市千代田町二丁目8-21ほか)
- ・広瀬川河畔小広場 (前橋市千代田町三丁目7-7)
- ・旧まちなか再生室 (前橋市千代田町二丁目8-12)
- ・まちなか工房 (前橋市千代田二丁目8-11)

3. 協定の内容

(1) 協定の目的となる都市利便増進施設

- ・広場、広告板、案内施設、休憩施設、多目的調理施設

(2) 都市利便増進施設の整備方法・費用負担

- ・前橋市が土地、建物を無償で提供し、都市再生推進法人が整備に要する費用を負担する

(3) 都市利便増進施設の管理方法・費用負担

- ・都市再生推進法人が日常管理を実施し、それに要する費用を負担する
- ・都市再生推進法人が都市利便増進施設の活用イベント等を企画及び実施し、その活動で得た収益を施設の整備・管理・運営等のまちづくり活動の原資に充てる

※都市利便増進施設を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、前橋市は本協定を解除することができる

制度別詳細【都市利便増進協定】

都市利便増進協定対象施設



都市利便増進施設の一体的な整備  
又は管理が必要と認められる区域

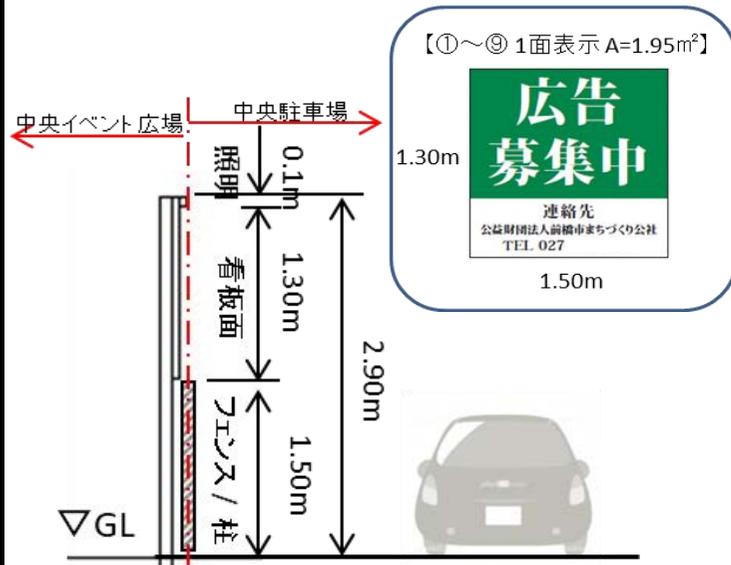
都市利便増進施設の凡例

- 1. 広場
- 2. 広告板
- 3. 案内施設、休憩施設
- 4. 食事施設

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. 前橋中央イベント広場

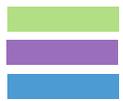


イベント活用のイメージ



都市利便増進施設の一体的な整備  
又は管理が必要と認められる区域

都市利便増進施設の凡例



- 1. 広場
- 2. 広告板
- 3. 案内施設、休憩施設



制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2. 広瀬川河畔小広場

広場現況

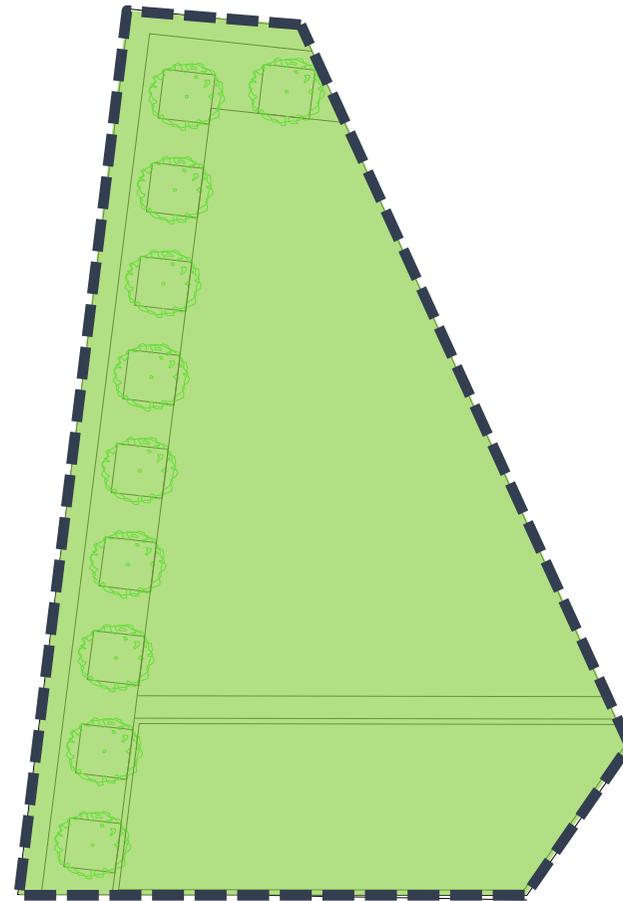


都市利便増進施設の一体的な整備  
又は管理が必要と認められる区域

都市利便増進施設の凡例



1. 広場

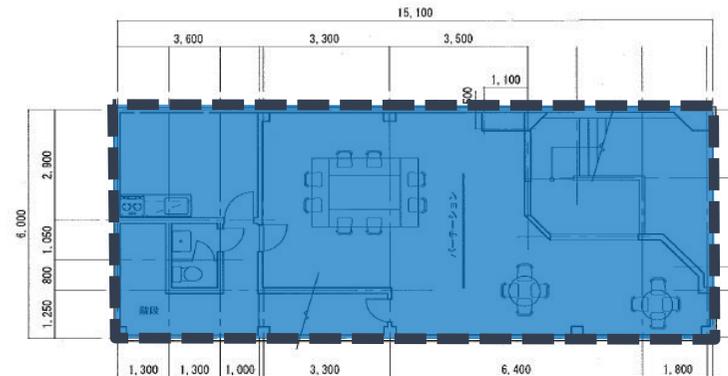


制度別詳細【都市利便増進協定】

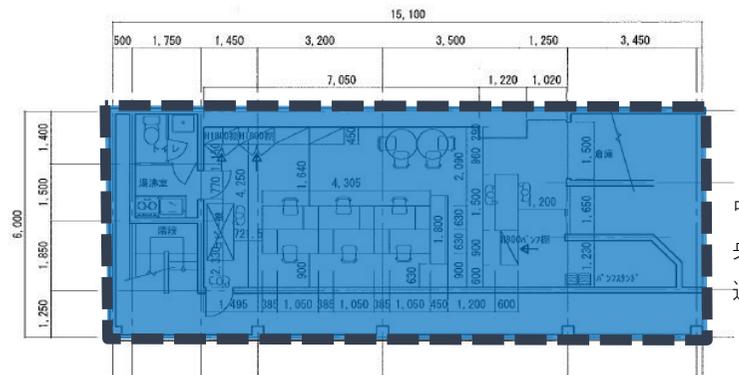
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

3. 旧まちなか再生室

2階休憩スペースのイメージ



2階平面図（休憩施）



1階平面図（案内施）



都市利便増進施設の一体的な整備  
又は管理が必要と認められる区域

都市利便増進施設の凡例



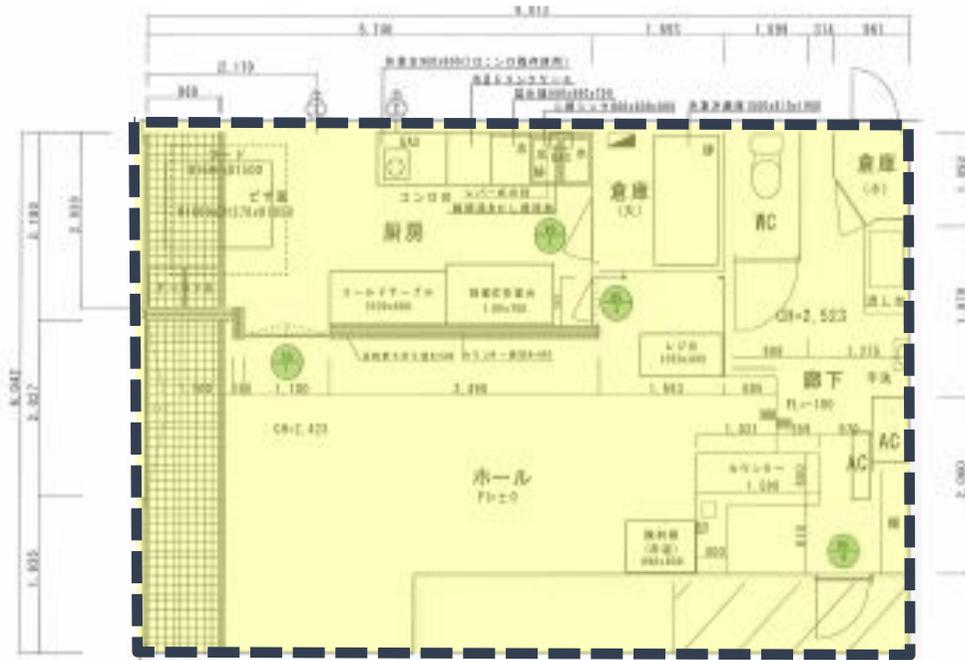
案内施設、休憩施設

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

3. まちなか工房

食事施設イメージ



都市利便増進施設の一体的な整備  
又は管理が必要と認められる区域

都市利便増進施設の凡例



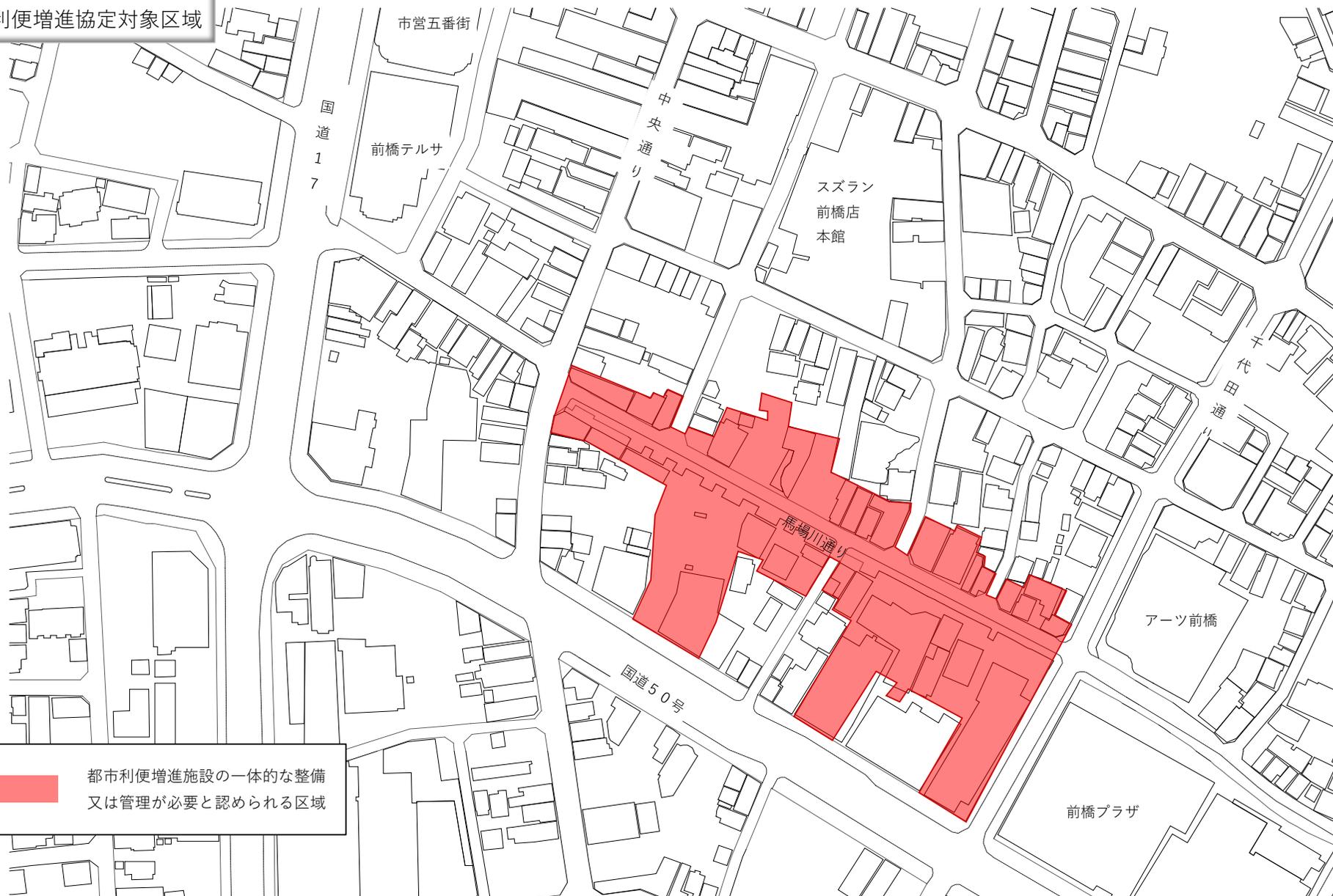
食事施設

制度別詳細 3 (都市利便増進協定に関する事項) 都市再生特別措置法46条25項

制度の活用計画			
事業内容	事業期間	取組主体	活用する制度の詳細
1	公共空間を活用した道路、公園、河川等の整備、管理、運営	R4～R14	一般社団法人前橋デザインコミッション (都市再生推進法人) ほか
2			1. 協定締結者 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人前橋デザインコミッション (都市再生推進法人)</li> <li>前橋市 (土地・建物所有者)</li> <li>沿道土地・建物所有者</li> </ul> 2. 都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域 次ページ赤着色の範囲
3			3. 協定の内容 (1) 協定の目的となる都市利便増進施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>道路 (舗装、縁石、排水構造物、ポラード)</li> <li>公園 (園路、植栽、花壇、親水デッキ、ベンチ、テーブル柵、照明施設、水道、便所)</li> <li>河川(水路)</li> <li>広場</li> </ul> (2) 都市利便増進施設の整備方法・費用負担 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人前橋デザインコミッションが整備及び費用負担を行う</li> </ul> (3) 都市利便増進施設の管理方法・費用負担 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人前橋デザインコミッションは地域関係者の協力を得て日常管理を実施し、それに要する費用を負担する</li> <li>一般社団法人前橋デザインコミッションが主体となり、協定締結者が協力して都市利便増進施設を活用したまちのにぎわい創出に資するイベントや環境向上等の活動を行うことができる。</li> <li>上記活動を公園で行う場合、市は費用を要求しないまた、同活動から得ら</li> </ul>
4			
5			

制度別詳細【都市利便増進協定】

都市利便増進協定対象区域



都市利便増進施設の一体的な整備  
又は管理が必要と認められる区域

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. 馬場川通り

都市利便増進施設の凡例

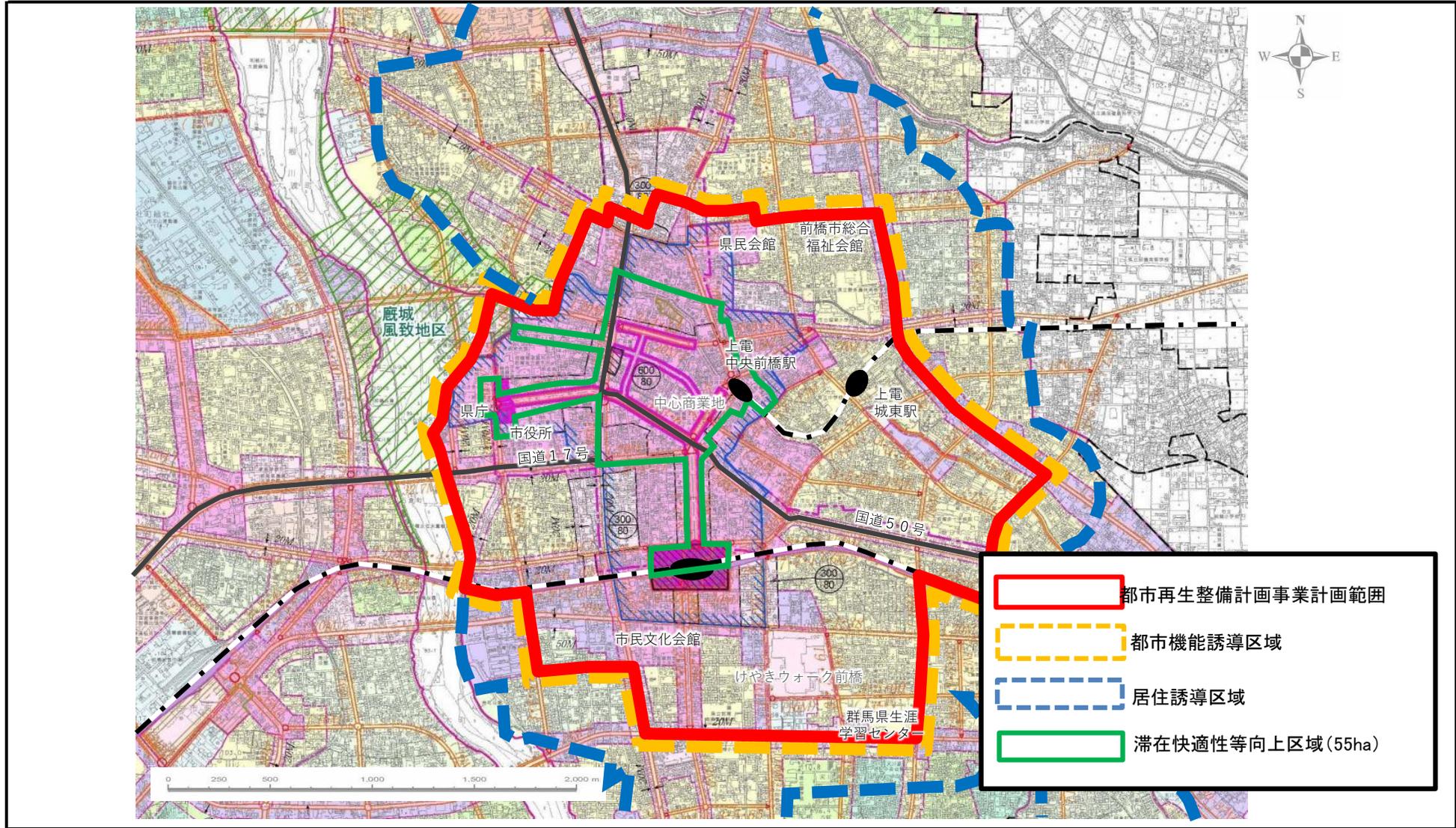
-  1. 道路（舗装、縁石、排水構造物、ポラード）
-  2. 公園（園路、植栽、花壇、親水デッキ、ベンチ、テーブル柵、照明施設、水道、便所）
-  3. 河川（水路）
-  4. 広場



整備イメージ



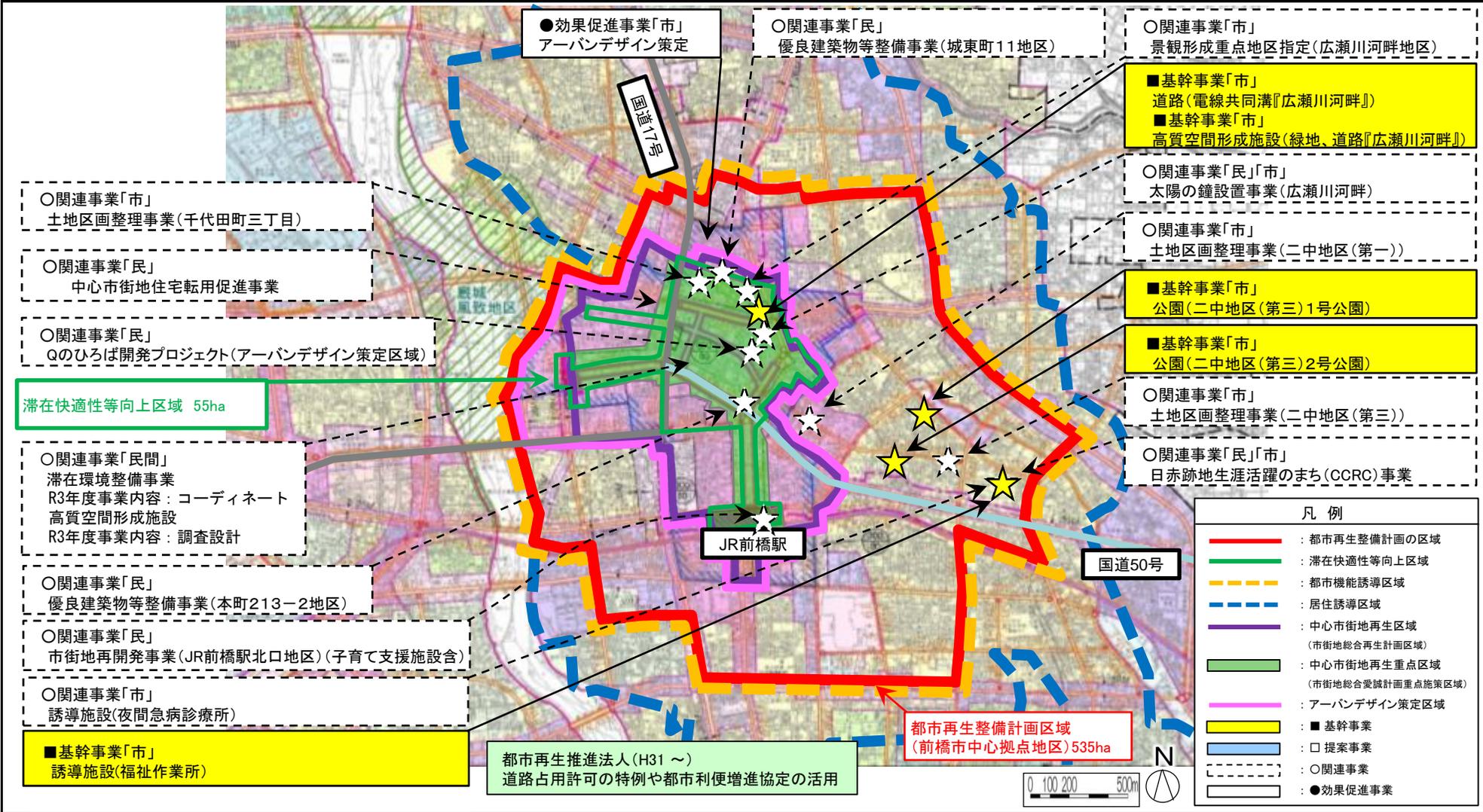
前橋市中心拠点地区(群馬県前橋市)	面積 535(55) ha	区域 大手町一丁目の全部ほか35町丁と三俣町一丁目及び西片貝町三丁目の一部
-------------------	---------------	---------------------------------------



前橋市中心拠点地区(群馬県前橋市) 整備方針概要図(都市構造再編集中支援事業)

ぐんま けん まえばし

目標	多世代にわたって利便性の高い「都市機能が充実した」災害に強い中心拠点の形成	代表的な指標	定住人口 (人)	26,603 (平成29年度) → 26,603 (令和4年度)
	多くの人が暮らす賑わいにあふれた「まちなか居住」の促進		歩行者二輪車通行量 (人)	12,942 (平成27年度) → 14,600 (令和4年度)
	歴史的資産や地域資源を活かした「中心市街地の魅力」の向上		地価の平均値 (円)	99,200 (平成29年度) → 102,100 (令和4年度)
			公園施設の維持管理活動への参加者数 (人)	407 (平成29年度) → 800 (令和4年度)



都市再生推進法人(H31～)  
道路占用許可の特例や都市利便増進協定の活用

都市再生整備計画区域  
(前橋市中心拠点地区)535ha

滞在快適性等向上区域 55ha

■基幹事業「市」  
誘導施設(福祉作業所)

■基幹事業「市」  
道路(電線共同溝[広瀬川河畔])  
■基幹事業「市」  
高質空間形成施設(緑地、道路[広瀬川河畔])

■基幹事業「市」  
公園(二中地区(第三)1号公園)

■基幹事業「市」  
公園(二中地区(第三)2号公園)

○関連事業「市」  
土地区画整理事業(二中地区(第三))

○関連事業「民」  
日赤跡地生涯活躍のまち(CCRC)事業

○関連事業「市」  
土地区画整理事業(千代田町三丁目)

○関連事業「民」  
中心市街地住宅転用促進事業

○関連事業「民」  
Qのひろば開発プロジェクト(アーバンデザイン策定区域)

○関連事業「民間」  
滞在環境整備事業  
R3年度事業内容: コーディネート  
高質空間形成施設  
R3年度事業内容: 調査設計

○関連事業「民」  
優良建築物等整備事業(本町213-2地区)

○関連事業「民」  
市街地再開発事業(JR前橋駅北口地区)(子育て支援施設含)

○関連事業「市」  
誘導施設(夜間急病診療所)

○関連事業「民」  
優良建築物等整備事業(城東町11地区)

○関連事業「市」  
景観形成重点地区指定(広瀬川河畔地区)

○関連事業「民」  
太陽の鐘設置事業(広瀬川河畔)

○関連事業「市」  
土地区画整理事業(二中地区(第一))

凡例

(Red solid line)	都市再生整備計画の区域
(Green solid line)	滞在快適性等向上区域
(Yellow dashed line)	都市機能誘導区域
(Blue dashed line)	居住誘導区域
(Purple solid line)	中心市街地再生区域 (市街地総合再生計画区域)
(Green solid line)	中心市街地再生重点区域 (市街地総合愛護計画重点施策区域)
(Pink solid line)	アーバンデザイン策定区域
(Yellow solid square)	■ 基幹事業
(White solid square)	□ 提案事業
(White circle)	○ 関連事業
(Black circle)	● 効果促進事業